

## 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成28年1月20日付け27林整計第232号

最終改正：令和2年1月30日付け元林整計第557号

### （通則）

第1 合板・製材生産性強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2 補助金及び交付金は、次に掲げるところにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）に即し、合板・製材・集成材等の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化及び輸出促進を図る取組に対し、支援することを目的とする。

（1）補助金は、合板・製材生産性強化基金事業（以下「基金事業」という。）の実施に必要な合板・製材生産性強化基金（以下「基金」という。）を造成すること（以下「補助事業」という。）を目的とする。なお、基金事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

ア 合板・製材生産性強化基金活用事業

イ 基金管理運営事業

（2）交付金は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業及び木材製品等の輸出促進対策のうち実施要綱別表4の及びの事業（以下「交付金事業」という。）の実施に必要な経費を交付することを目的とする。

### （交付の対象及び補助率）

第3 補助事業において、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、林野庁長官が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「基金設置団体」という。）が行う基金事業に必要な基金の造成に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 交付金事業において、大臣は、都道府県が行う交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認めるものについて、予算の範囲内

で交付金を交付する。

- 3 前二項の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（申請手続）

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号又は別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする補助事業者（補助事業にあつては基金設置団体をいい、交付金事業にあつては都道府県をいう。以下同じ。）は、交付申請書正副2部を大臣（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付金事業において、都道府県は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号又は別記様式第4号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- （2）補助事業又は交付金事業（以下「補助事業等」という。）の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- （3）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

( 軽微な変更 )

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

( 事業遅延の届出 )

第10 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

( 状況報告 )

第11 交付金事業において、都道府県は、交付金事業の交付決定に係る年度の9月30日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の10月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

( 補助金の請求 )

第12 補助事業において、基金設置団体は、別表に掲げる基金事業に係る補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号又は別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付金事業において、第4第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付金事業において、第4第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項

の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### (補助金等の額の確定等)

第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

第15 大臣は、第8第1項(3)の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、第26の基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等に違反した場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第14第

3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 交付金事業において、都道府県は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 交付金事業において、取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 交付金事業にあつて、都道府県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金等の経理)

第18 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付金事業において、都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第19 交付金事業において、都道府県は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかななければならない。

(報告)

第20 補助事業において、基金設置団体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人に該当する場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第12号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合

を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに大臣に報告するものとする。

( 基本的事項の公表 )

第21 補助事業において、基金設置団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額及び基金の概要を基金造成後速やかに公表しなければならない。

( 基金の額及び基金事業の実施状況報告 )

第22 補助事業において、基金設置団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）保有割合の算定根拠を、基金事業の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

( 使用見込みの低い基金等の返納 )

第23 補助事業において、基金設置団体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

( 他用途使用の禁止 )

第24 補助事業において、基金設置団体は、基金を基金事業以外の用途に使用してはならない。

( 区分経理等 )

第25 補助事業において、基金設置団体は、基金の経理について、基金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくなければならない。

( 基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等 )

第26 補助事業において、基金設置団体は、基金から都道府県知事に対して助成金等を交付するときは、第24の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 前項により助成金等の交付を受けた都道府県知事に対して交付決定の取消を行う必要が生じた場合の取扱いについては、第15（ただし、第3項及び第4項を除くものとする。）の規定を準用するものとする。

3 第1項に定める他、基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等は林野庁長官が別に定める。

( 基金運営に関する監督・指導 )

第27 補助事業において、大臣は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金設

置団体に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、補助事業に関して必要な報告を求め、又は監督・指導を行うものとする。

(交付金事業において間接交付金交付の際付すべき条件)

第28 交付金事業において、都道府県は、市町村以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、(4)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の交付金事業に関する規定に準ずる条件とあわせて、(1)から(3)までに掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第13号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 間接交付事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (4) 間接交付事業者は、交付金の申請に当たり、(3)を約した「誓約書」(別記様式第14号)を添付しなければならない。

附則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、第10を除き、なお従前の例によるものとする。

別表（第3及び第9関係）

| 区分  | 経費  | 国の補助率等  | 重要な変更                |                                       |
|---|---|---|----------------------|---------------------------------------|
|   |   |   | 経費の配分の変更             | 事業内容の変更                               |
| 合板・製材生産性強化基金<br>合板・製材生産性強化基金事業  | 1. 合板・製材生産性強化基金造成費<br><br>ア 合板・製材生産性強化基金活用事業費<br><br>イ 基金管理運営事業費  | 定額  | 1のイの増額               | 基金造成額の増減<br><br>経費の欄に掲げる1のア及びイの新設又は廃止 |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金<br>合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業<br><br>1 体質強化計画の策定<br><br>2 木材産業の体質強化対策<br><br>3 原木の低コスト供給対策<br>(1)間伐材生産<br>(2)路網整備<br>(3)高性能林業機械等の整備<br>(4)造林 | 1. 事業費<br>区分の欄の1～3については、実施要綱別表1に掲げる事業の実施に要する経費<br><br>2. 附帯事務費<br>(1) 都道府県が区分の欄の経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費<br>(2) 市町村が区分の欄の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費 | 1 区分の欄の1の事業費については定額（10/10以内）<br><br>2 区分の欄の2の事業費については定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内））<br><br>3 区分の欄の3の(1)、(2)及び(4)の事業費については定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）<br><br>4 区分の欄の3の(3)の事業費については定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内））<br><br>5 附帯事務費については、定額（1/2以内） | 区分の欄、及びにおける経費の皆増又は皆減 |                                       |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>木材製品等の輸出促進対策</p> <p>1 高度加工処理施設整備交付金事業</p> <p>2 特用林産物生産施設等整備交付金事業</p> | <p>1. 事業費<br/>区分の欄の1及び2については、実施要綱別表4の及びに掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>2. 附帯事務費<br/>(1) 都道府県が区分の欄の経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費<br/>(2) 市町村が区分の欄の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p> | <p>1 区分の欄の事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</p> <p>2 附帯事務費については、定額(1/2以内)</p> |  |
|---|---|--|--|

別記様式第1号（第4関係）

年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第4の規定に基づき、 円  
の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）  
（注）基金の管理方法に関する具体的な内容を必ず記入すること。
- 3 経費の配分及び負担区分

| 区 分                 | 補助事業に要する経費<br>〔又は補助事業に<br>要した経費〕<br>(A + B) | 負担区分         |            | 備 考 |
|---------------------|---|--------------|------------|-----|
|                     |   | 国庫補助金<br>(A) | その他<br>(B) |     |
| 合板・製材生産性強化基金造成費     | 円   | 円            | 円          |     |
| ア 合板・製材生産性強化基金活用事業費 |   |              |            |     |
| イ 基金管理運営事業費         |   |              |            |     |
| 合 計                 |   |              |            |     |

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 基金造成完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分   | 予算額<br>(又は精算額) | 備考 |
|-------|----------------|----|
| 国庫補助金 | 円              |    |
| 合 計   |                |    |

(2) 支出の部

| 区 分 | 予算額<br>(又は精算額) | 備考 |
|-----|----------------|----|
|     | 円              |    |
| 合 計 |                |    |

(注) 備考欄には積算内訳を記載すること。

6 添付書類

定款、団体の財産目録並びに当該年度の事業計画及び収支予算書

(注) 一部が重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、当初の計画書と同じ旨を記載することとする。

別記様式第2号(第4関係)

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
交付申請書「第 次」

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第4の規定に基づき、交付金 円(前回までの申請額 円)の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 添付書類 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
- 6 次回申請予定日

- (注) 1 「事業の内容及び経費の配分」及び「収支予算」は、様式 及び とする。
- 2 「都道府県の交付金交付規程又は要綱」は、間接交付事業のみについて添付すること。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。
- 3 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別添「 年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- 4 事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式 を添付すること。
- 5 分割して交付申請をする場合は、「次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第 次」と申請の回数を記載すること。

別記様式第3号(第8第1項関係)

年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり (注1) したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策  
交付金等交付要綱第8第1項の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は  
「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合にお  
いて、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、  
廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事  
業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の  
事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きと  
し、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったも  
のに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第4号(第8第1項関係)

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり (注1) したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交  
付金等交付要綱第8第1項の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合  
は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合  
において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理  
由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通  
知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場  
合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様  
式 及び により二段書き(上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書)し  
たものであること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があった  
ものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第5号(第11関係)

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(第11)の規定によ  
り、 月 日現在の交付金遂行状況を別紙のとおり報告する。

(注)「交付金遂行状況」は、様式 によること。

別記様式第6号（第12関係）

年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、  
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第12の規定に基づき、  
下記のとおり請求する。

記

支払請求額（算用数字を使用すること） 金 円

別記様式第7号（第13第1項関係）

年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第13第1項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 補助事業の実績

- (1) 事業の内容（別記様式第1号の記の2に準じて作成する。）
- (2) 経費の配分（別記様式第1号の記の3に準じて作成する。）
- (3) 基金造成完了年月日 年 月 日
- (4) 収支精算（別記様式第1号の記の5に準じて作成する。）

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）。)

別記様式第8号（第13第1項関係）

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進  
対策交付金等交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、精算額として合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
円の交付を請求する。）

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- （注）1 「交付金事業の成績」及び「収支精算」の記載は、様式 及び によること。  
2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない  
社団等以外が含まれる場合には、別添「 年度 合板・製材・集成材国際  
競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付す  
ること。  
3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第9号(第13第3項関係)

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金  
の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金について、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                  | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3 - 2)                                | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・別添「 年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・別添「 年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第18第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

| 地区名  |                | 地区         | 事業実施年度       |                    |     | 年度        |           | 農林水産省所管補助金等名 |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|------|----------------|------------|--------------|--------------------|-----|-----------|-----------|--------------|------|-----------|-------------|--------|----------|-----------------|-----------|----|-----------|
| 事業種類 | 事業の内容          |            |              |                    |     | 工期        |           | 経費の配分        |      |           |             | 処分制限期間 |          | 処分の状況           |           | 摘要 |           |
|      | 事業種目<br>(事業細目) | 事業実施<br>主体 | 工種構造<br>施設区分 | 施工箇所<br>又は<br>設置場所 | 事業量 | 着工<br>年月日 | 竣工<br>年月日 | 総事業費         | 負担区分 |           |             |        | 耐用<br>年数 | 処分<br>制限<br>年月日 | 承認<br>年月日 |    | 処分の<br>内容 |
|      |                |            |              |                    |     |           |           |              | 交付金  | 都道<br>府県費 | 市<br>町<br>費 | その他    |          |                 |           |    |           |
|      |                |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      |                |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      | 計              |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      |                |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      |                |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      | 計              |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |
|      | 合計             |            |              |                    |     |           |           |              |      |           |             |        |          |                 |           |    |           |

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第19関係）

〇〇年度

農林水産省所管

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金調書

| 国          |            |     | 都道府県名 |          |          |    |          |                |          |                |            |                | 備考 |
|------------|------------|-----|-------|----------|----------|----|----------|----------------|----------|----------------|------------|----------------|----|
|            |            |     | 歳入    |          |          | 歳出 |          |                |          |                |            |                |    |
| 交付金<br>事業名 | 交付決<br>定の額 | 交付率 | 科目    | 予算<br>現額 | 収入<br>済額 | 科目 | 予算<br>現額 | うち国庫交<br>付金相当額 | 支出<br>済額 | うち国庫交<br>付金相当額 | 翌年度<br>繰越額 | うち国庫交<br>付金相当額 |    |
|            | 円          |     |       | 円        | 円        |    | 円        | 円              | 円        | 円              | 円          | 円              |    |
|            |            |     |       |          |          |    |          |                |          |                |            |                |    |

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第12号（第20関係）

年度補助金等支出明細書

|                      |       |        |
|----------------------|-------|--------|
| 1. 補助金等の名称           |       |        |
| 2. 事業の目的及び内容         |       |        |
| 目的                   |       |        |
| 具体的な内容               |       |        |
| 3. 交付先の特例民法法人の名称     |       |        |
| 4. 交付実績額             |       | 千円(A)  |
| 5. 補助金等における管理費       |       |        |
| 人件費                  |       | 千円     |
| 一般管理費                |       | 千円     |
| その他管理費               |       |        |
| 内 容                  |       | 金 額    |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| 合 計                  |       | 千円     |
| 合 計                  |       | 千円     |
| 6. 外部への支出            |       |        |
| 外部に再補助等されているものに関する支出 |       |        |
| 支 出 内 容              | 支 出 先 | 金 額    |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| 合 計                  |       | 千円(B)  |
| 以外の支出                |       |        |
| 支 出 内 容              | 支 出 先 | 金 額    |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| 合 計                  |       |        |
| 7. その他               |       |        |
| 内 容                  |       | 金 額    |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| -----                |       | 千円     |
| 合 計                  |       | 千円     |
| 8. 再補助等の割合           |       | %(B/A) |

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「外部に再補助等されているものに関する支出」及び「以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「以外の支出」に該当しない場合もある。

<「以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

- 3 「6.外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7.その他」については、「5.補助金等における管理費」、「6.外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8.再補助等の割合」については、「4.交付実績額」に対する「6.外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第13号（第28関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第14号（第28関係）

誓 約 書

年 月 日

（補助事業者） 殿

（間接交付事業者）

住 所

氏名又は名称及び代表者名 印

（間接交付事業者）は、間接交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別 添

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表  
(都道府県名)

| 区 分 | 事業<br>実施<br>主体名 | 事業費 | 国庫交付金 | 課 税 方 式 | 消費税仕入控<br>除税額及び<br>地方消費税額 | 国 庫<br>交付率 | 消費税仕入控除<br>税額 | 消費税<br>確定<br>未確定 | 備 考 |
|-----|-----------------|-----|-------|---------|---------------------------|------------|---------------|------------------|-----|
|     |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |
|     |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |
|     |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |
|     |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |
|     |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |
| 合 計 |                 |     |       |         |                           |            |               |                  |     |

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13第2項及び第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式 I

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金の  
内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

| 区 分                            | 事業費<br>(A)+(B)+(C) | 交付金事業に<br>要する経費<br>(A)+(B) | 経 費 内 訳    |                    |            | 備 考 |
|--------------------------------|--------------------|----------------------------|------------|--------------------|------------|-----|
|                                |                    |                            | 交付金<br>(A) | 都道府県<br>負担金<br>(B) | その他<br>(C) |     |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・<br>輸出促進対策交付金 |                    |                            |            |                    |            |     |

## 様式Ⅱ

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 収支予算書

(1) 収 入

(単位：円)

| 区 分                        | 予 算 額      |                    |                      | 備 考 |
|----------------------------|------------|--------------------|----------------------|-----|
|                            | 交付金<br>(A) | 都道府県<br>負担金<br>(B) | 計<br>(A) + (B) = (C) |     |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |            |                    |                      |     |

(2) 支 出

(単位：円)

| 区 分                        | 予 算 額 | 備 考 |
|----------------------------|-------|-----|
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |       |     |



様式IV

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 成績書

(単位：円)

| 区 分                        | 事業費<br>(A)+(B)+(C) | 交付金事業に<br>要した経費<br>(A)+(B) | 経 費 内 訳    |                |            | 備 考 |
|----------------------------|--------------------|----------------------------|------------|----------------|------------|-----|
|                            |                    |                            | 交付金<br>(A) | 都道府県負担金<br>(B) | その他<br>(C) |     |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |                    |                            |            |                |            |     |

様式V

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

| 区 分                        | 予 算 額        |                      |                  | 精 算 額 | 差引増<br>△減額 | 備 考 |
|----------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|------------|-----|
|                            | 交 付 金<br>(A) | 都道府県<br>負 担 金<br>(B) | 計<br>(A)+(B)=(C) |       |            |     |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |              |                      |                  |       |            |     |

(2) 支出

(単位：円)

| 区 分                        | 予 算 額<br>(A) | 精 算 額<br>(B) | 差引増<br>△減額<br>(B)-(A) | 備 考                              |
|----------------------------|--------------|--------------|-----------------------|----------------------------------|
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |              |              |                       | 間接交付金交付完了年月日：〇〇年〇〇月〇〇日<br>不用額： 円 |

注 備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。  
国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 国庫交付金精算書

(単位：円)

| 区 分                        | 交 付 金<br>交付決定額<br>(A) | 精算事業費総額<br>(B) | 交付率<br>(C)/(B) % | 精算交付金額<br>(C) | 既 受 領<br>交付金総額<br>(D) | 差引交付金<br>未受領(返還)額<br>(C)-(D) | 備 考 |
|----------------------------|-----------------------|----------------|------------------|---------------|-----------------------|------------------------------|-----|
| 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 |                       |                |                  |               |                       |                              |     |

## 様式

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 事業名
- 2 事業実施主体
- 3 担保施設の概要
  - (1) 名称(施設名)
  - (2) 所在地
  - (3) 構造・規模等
  - (4) 総事業費と負担区分
- 4 借入れの概要
  - (1) 借入先
  - (2) 制度融資名
  - (3) 資金区分
  - (4) 借入額
  - (5) 償還期間
  - (6) 債務保証
- 5 その他参考となる事項
  - (1) 事業計画書
  - (2) 償還予定表
  - (3) 利用する制度融資のパンフレット 等